

# 名家連ニュース

令和4年8月27日(土)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.882号

## ◆◇ 日本の障害者政策を国連が初めて審査 ◇◇

日本の「障害者権利条約」の取り組みに対する国連の初めての審査が、8月22日、23日にスイスのジュネーブで行われました。審査の前には、政府は条文と照らし合わせて、政策の実行についての「報告書」を提出しています。一方、障害者団体や日弁連などの民間団体は実際の「課題」や「改善点」をまとめた「パラレルレポート」を、それぞれ権利委員会に提出しています。今回の審査では、これらの資料をもとに権利委員会の専門家が政府に質問を行い、政府が回答を行いました。また内閣府の障害者政策委員会のメンバーである障害当事者も発言が求められました。権利委は9月中旬までに改善点を政府に勧告する見通しです。

[DPI 日本会議のHPから会議の録画が視聴できます。](#)

### 「障害者権利条約」とは

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。我が国は2007年9月28日にこの条約に署名しました。一方、条約の締結(批准)については、国内の障害当事者等から、条約の締結に先立ち国内法の整備を始めとする障害者に関する制度改革を進めるべきとの意見が寄せられました。政府は、これらの意見も踏まえ、2009年12月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に障害者に関する制度改革を進めていくこととしました。これを受けて、障害者基本法の改正(2011年8月)、障害者総合支援法の成立(2012年6月)、障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正(2013年6月)等、様々な制度改革が行われました。これらの結果2014年1月20日に、批准書し、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

国連が障害者権利条約の議論をはじめていた2004年に、条約の批准を目指して日本障害フォーラム(JDF)が設立されました。それまで、身体、知的、精神、といった障害の種別などで主張が異なりばらばらに活動することが多かった障害者団体が、権利条約の制定、そして批准という同じ目標のもと一つにまとまり行動をとるようになりました。

### 精神疾患の基礎知識講座 (連続6回)

生き生きと安心を持って生活するために～家族だってわかってもらいたいことがある～

第1回 精神看護学とは何を教えているの? ～ 本人の気持ちを大切にすること ～

日時：9月3日(土)14:00～16:00

会場：名古屋市総合社会福祉会館(北区総合庁舎) 7階 大会議室

講師：愛知県立大学 看護学部 山田 浩雅先生・加藤 宏公先生・兒玉 善明先生

9月3日は工事の為駐車場が全面封鎖となります。公共交通機関を利用してご参加ください。